平塚市車両広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市(以下「市」という。)が管理する車両(以下「車両」という。) への広告掲載について、平塚市広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める ものとする。

(広告の色彩等)

- 第2条 車両に掲載できる広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれに も該当しないものとする。
- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2)車両運行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれがあるもの
- (4)都市景観との調和を損なうもの
- (5)周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫させるおそれがあるもの (広告の掲載方法等)
- 第3条 車両への広告の掲載方法は、広告の内容を表示した特殊フィルムのラッピングによるもの等とし、車両本体に直接表示する方法によることはできない。
- 2 前項の特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去 の際に車両の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告の規格等)

- 第4条 広告の規格、掲載期間及び掲載料金、掲載位置については、別表のとおりとする。 (広告の募集)
- 第5条 広告の募集は広報ひらつか、平塚市ホームページ等を使用して行うものとする。 (広告掲載の申込手続き等)
- 第6条 車両への広告掲載を申し込もうとする者(以下「広告主」という。)は、平塚市車 両広告掲載申込書(第1号様式)に広告案を添付(以下「申込書等」という。)して市長 に提出するものとする。この場合、市に納付すべき市税等を完納していなければならな い。
- 2 市長は、前項申込書等が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その 結果を平塚市車両広告掲載決定通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するもの とする。なお、広告の掲載を決定された広告主は、当該広告の内容に関するすべての責 任を負うものとする。
- 3 広告主は、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年条例第62号)による許可を受けなければならない。また、許可を受けたことを証する書類を市へ提示しなければならない。
- 4 市長は、第2項の決定をする場合において、当該決定に係る広告の枠について申込書等を提出したものの数が枠数を超える場合は、当該申込書等を提出したもののうちから 抽選により広告を掲載することができるものを決定する。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告主は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載 料を一括納付しなければならない。

(費用負担等)

- 第8条 広告の作成費用及び車両への掲載費用、また掲載期間の終了若しくは掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去費用については、広告主が負担するものとする。
- 2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。
- 3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破損 等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

(広告掲載の取消)

- 第9条 市長は、次の各号に該当するときは、第6条第2項の広告掲載の決定を取り消す ことができる。
- (1)第7条の期日までに広告掲載料を一括して納入しなかったとき
- (2)前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき (既納の広告掲載料の不還付)
- 2 市長は、前項の規程により広告掲載を取り消したときは、平塚市車両広告掲載取消決 定通知書(第3号様式)により、広告主に通知するものとする。
- 第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告を掲載できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 広告の規格及び掲載料金

車種	規格 (cm) (縦 × 横)	掲載料金
公用車(軽自動車)	(50× 70)(左右両側面)	20,000円

- 2 掲載期間 広告掲載日から1年間
- 3 掲載位置 市長が指定する車両の左右両側面